

議案第 3 号

教育委員会定例会資料
平成 26 年 12 月 24 日
教育部生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

タイトル	安曇野市公民館条例の改正について
決定を要する事項の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリックコメントに伴う意見等への意思決定について 2 条例改正案について 3 規則改正案について
要旨	<p>安曇野市公民館条例は、市制発足の際に定められた条例であるため、内容を再検証し条文を整理します。</p> <p>また、公民館の役割を再確認し、市民サービスの更なる向上と他の教育委員会施設との利用時間等の整合を図ります。</p> <p>この条例改正案を平成 27 年 3 月議会に提出したいので協議します。</p>
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的な改正条項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令名を引用に伴う略称設定の削除（第 1 条） (2) 地区公民館の削除（第 4 条第 2 項別表第 2） (3) ア 館長・主事のその他の職員の設置規定削除（第 5 条） イ 館長の任期削除（第 5 条第 2 項） (4) 第 5 条を削ることに伴う第 6 条以下の繰り上げ (5) 対象の明記と略称の設定（第 9 条第 1 項第 1 号） (6) 別表第 2 の削除に伴う別表第 3 の繰り上げ（第 10 条） (7) 略称引用と損害賠償規定の改め（第 14 条） (8) 法令名の略称設定削除に伴う引用法令の明記（第 15 条） (9) 別表内の表記の変更（別表第 3） <p style="text-align: right;">以上、平成 27 年 4 月 1 日施行予定分</p> (10) 休館日の変更（第 7 条） (11) 使用料時間区分及び使用料の変更（第 10 条別表第 3） <p style="text-align: right;">以上、平成 28 年 4 月 1 日施行予定分</p> 2 公民館管理規則 <p>公民館管理規則についても、上記条例改正案に対応するように改正。</p> <p>なお、「使用料減免に関する減免率の基準」については、平成 27 年 6 月までに規則を改正し、平成 28 年 4 月からの適用を目指します。基準、施行時期ともに生涯学習課所管の体育施設と歩調をあわせます。</p>

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見等への
意思決定について

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例案について、パブリックコメント実施しました。

これに寄せられた意見等について、下記のとおり意思決定したいので協議します。

○パブリックコメント実施期間：平成 26 年 10 月 22 日から平成 26 年 11 月 21 日

○応募者数：1 人

記

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例案に寄せられたご意見への回答
※平成 26 年 10 月 22 日から平成 26 年 11 月 21 日の間に実施したパブリックコメントで、お寄せいただいたご意見を整理・要約し、市としての対応や考え方を下表にまとめました。

ご意見の要約	市の考え方
法との不整合又は抵触についての詳細な説明と責任所在を明確にすることを希望します。	制定時等の精査が足りずご迷惑をお掛けしました。今後は、随時点検し適切に対応するよう努めます。
第 4 条第 2 項は、削除するのではなく、「法第 42 条に規定する公民館類似施設は、地区公民館（及び地区集会所？）をいい、これに必要な事項は別に定める。」に改正し、別表第 2 及び必要な事項は、規則又は要綱に移設して明文化することを望みます。	安曇野市公民館条例第 4 条第 2 項を引用している要綱及び規程については、その要綱及び規程中に地区公民館の規定を定め、明文化します。
既条例第 5 条第 1 項（職員）を削除した場合、法第 27 条第 1 項の職員構成を採用するのか、しないのか明確にすることを望みます。	条例ではなく、社会教育法 27 条を根拠とし、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を配置します。

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市長

安曇野市条例第 号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第4条第2項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項第1号中「施設等」を「施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「施設並びに施設に備えた設備及び備品（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第12条とし、第14条を次のように改める。

（損害賠償）

第14条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

第14条を第13条とする。

第15条中「法」を「社会教育法」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第2を削る。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、「・器具」を削り、同表を別表第2とする。

第2条 安曇野市公民館条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「月曜日」を「毎月第2及び第4月曜日」に改める。

別表第2を次のように改める。